

只木ゼミ後期第7問弁護レジュメ

文責：1班

I. 反対尋問

1. インターネット上における言論の自由とその他の媒体(テレビ・新聞・本など)における言論の自由との違いをどのように捉えているか。
2. 検察レジュメ V.学説の検討 1.(2)6行目において「事実上、反論を行うことができず」と述べているが、それはなぜか。

II. 学説の検討

1. インターネット上の対抗言論

(1) 表現の自由は各人が自由な言論を通じてより良い社会を実現していくためには欠かせない重要な権利であり、安易に制約することは許されるものではない。ここで、 α 説および β 説によれば、たとえ公益目的の言論であっても、確実な資料や根拠、または、客観的な合理的根拠を要求し、それらがなければ言論を許さないのだから表現の自由に対する萎縮的效果は甚だしいと言わざるを得ず、弁護側は α 説および β 説を採用しない。

そして現代社会においては、新聞やテレビ等の影響力の大きいマスメディアを自己の主張を表現する場として利用する手段を持たない一般市民にとっては、インターネットこそが不特定多数の国民に対し自己の表現活動ができる唯一の場であると言っても過言ではない。また、インターネットは各利用者が相互に情報の送受信に関して対等の地位に立ち、言論を応酬し合える点において他の情報媒体と比べて優れており、インターネット上での表現活動を制約する場合には最大限の配慮が必要であり、安易に刑事罰による制約を許すべきではない。

(2) ここで、被表現者が真実に反する名誉毀損的表現行為を知り得る状態にあれば、インターネットを利用できる環境と能力がある限り、容易に表現者に対して反論することができるため(反論も同程度に影響力を行使できるのであるとすれば)¹、その表現に対する反論によって名誉の毀損の程度を減少させることは十分に可能である。とすれば、インターネットにおいて真実に反する名誉毀損的表現がなされた場合においては、被害者が加害者に反論することが容易であり、加害者の名誉毀損的表現がなされた前後の経緯に照らして、加害者の当該表現に対する被害者による情報発信を期待してもおかしくない特段の事情があるときには²、加害者の名誉毀損的表現により生じる法益侵害は軽微なものであり可罰的違法性がないとして違法性が阻却され、名誉毀損罪は成立しないと解するべきである。

よって、弁護側は γ 説を採用する。

2. 盗撮写真・合成写真の掲載に対する名誉毀損の成否

(1) 盗撮写真について

まず、盗撮写真が公開されることによって摘示される事実は「被写体とされた者の裸体がこのようなものである」とか、「被写体とされた者はこのように着替え、入浴、排泄、性交等をする」ということになる。

¹ 松井茂記『インターネットの憲法学』(岩波書店、2002年)200頁以下。なお、高橋和之「インターネット上の名誉毀損と表現の自由」『インターネットと法〔第3版〕』(有斐閣、2004年)62頁以下も参照。

² 岡田好史「インターネット上の表現行為と名誉毀損罪における真実性の誤信」専修ロージャーナル8号(2013年)74頁以下参照。

ここで、名誉に対する罪の保護法益が外部的名誉である³ことに鑑みると、裸体自体の摘示は、被写体とされた者の身体的特徴に関する事実に関する事実の摘示にとどまるし、また、着替え、入浴、排泄、性交等は、人間であれば誰でも行うことであって、名誉に関わる事実であるとはいえず⁴名誉毀損罪の構成要件には原則として該当しない。

しかし、当該画像に「この画像はやらせではありません」と明示されている場合を除いては、当該画像の構図、解像度、被写体の表情等によっては、当該画像を、「被写体はやらせ盗撮画像への出演を承諾するような人間である」との事実の摘示と見ることは十分に可能であって、そうだとすれば当該画像は、現在の社会では否定的評価の対象となるような被害者の人格に関する虚偽の事実であると考えられる。したがって、そのような場合には盗撮画像に対して名誉毀損罪を適用することは可能であると解する。

(2) 合成画像について

合成画像については、公開された合成画像が合成画像であると判別できる場合には、「自らの意思とは無関係に顔の画像が合成画像に使われたこと」が社会的評価を低下させることは考えられないから、そのような場合に合成画像が名誉毀損罪の適用の対象となることはありえない。

他方、当該合成画像が合成画像であると判別できない場合は、盗撮写真の場合と同様に、閲覧者が、被写体が承諾して裸体を晒しているという認識を持つ可能性があり、その場合には、被害者の社会的評価を低下させるに足る虚偽の事実が摘示されていることになり合成画像に対しても名誉毀損罪が成立しうる⁵と解する。

以上より、弁護側はA説を採用する。

III. 本問の検討

1. Qに対する罪責について

- (1) XがRによるカンニングの訓告処分をデジタル画像化し、自己のブログにPがカンニングしたとする虚偽の情報として当該画像をアップデートした行為につきQに対し名誉毀損罪(230条1項)が成立しないか。
- (2) Xはインターネットという誰もが容易に閲覧出来る場において、息子によるカンニングという政治家であるQの社会的評価を貶めるには十分な事実を公開しており、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した」といえる。また、自己の行為によりQの社会的評価を低下させるおそれがあることは認識・認容していたのであるから、名誉毀損罪の構成要件の故意も認められ名誉毀損罪の構成要件に該当する。
- (3) ここで弁護側はY説を採用するところ、真実に反する事実の摘示によってインターネット上において名誉毀損行為が行われた場合には、加害者の名誉毀損的表現がなされた前後の経緯に照らして、加害者の当該表現に対する被害者による情報発信を期待しても不当とは言えない特段の事情があるときには可罰的違法性がないとして違法性が阻却されると解する。

本件においてQは政治家であり、その職業自体が常に批判に晒される性質を有するものである。また、QがXのブログにおいて、または政治家という立場を利用してその他のメディアを用いて本件カンニングがPではなくRによって行われたものであると反論することは極めて容易なものであった。とすればQがXの真実とは異なる名誉毀損的表現に対し反論することを期待しても何ら不当ということとはできない。

³ 大谷實「刑法各論講義(第3版)」(成文堂、2009年)154頁以下。

⁴ 渡邊卓也『電脳空間における刑事的規制』(成文堂、2006年)185頁。

⁵ 渡邊・前掲 188頁参照。

(4) よって、Xの当該行為は違法性が阻却され、Qに対する名誉毀損罪は成立しない。

2. Aに対する罪責について

- (1) まず、XがA女宅に侵入した行為は、①A女の住居に②正当な理由なく③同女の意思に反して侵入しているのであるから、当該行為につき住居侵入罪(130条前段)が成立する。
- (2) 次に、Aの入浴中の画像を自己のブログにアップデートした行為につき名誉毀損罪(230条1項)が成立しないか。盗撮画像をアップロードすることが「名誉を毀損した」といえるか問題となる。

本問ではXがアップロードした画像の詳細が不明であるため、本件盗撮画像が一見して盗撮画像であると識別できる場合とそうでない場合に分けて論ずる。

ア 本件盗撮画像が一見して盗撮画像と分かる場合

この場合には、入浴するという事実をもって、被害者の社会的評価が害されることはないため、「名誉を毀損した」とはいえず、名誉毀損罪の構成要件には該当しない。

イ 一见して盗撮画像であるか識別できない場合

(ア) 本件盗撮画像が閲覧者に対しAが自ら裸体を晒すようなものであるとの評価を与えかねない画像である場合、Xは「Aは自ら公衆に対し裸体を晒している」という虚偽の事実を摘示する画像をインターネットという不特定多数人が閲覧できる場においてアップロードしたことができ、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した」といえる。また、Xは本件画像をアップロードすることでAの社会的評価を下落させるおそれがあることを認識・認容していたと考えられるから名誉毀損罪の構成要件の故意も認められ、XのA女に対する当該行為は名誉毀損罪の構成要件に該当する。

(イ) ここで、前述のようにA女が自らXに対し反論することを期待しても不当とは言えない特段の事情があるときには、Xの本件行為は違法性が阻却されると解する。

そもそもA女はストーカー被害に遭っており、自分に行方を寄せる男性の行為がそこまでエスカレートしていた以上、自己がXに対し冷たい仕打ちをすれば、Xが逆恨みし自己に不利益な情報をインターネット上で公開することは容易に予見できたはずである。そうであれば、A女は何らかの方法でXのブログを発見し、自己に係る情報には常に目を光らせておくべきであったというべきである。とすれば、A女がXの画像に対し、「この画像は盗撮されたものであり、決して自らが承諾して撮影させたものではない」等と反論することを期待することが不当とはいえない特段の事情があったといえる。

(ウ) よって、Xが自己のブログにA女の盗撮画像をアップロードした行為は違法性が阻却され、名誉毀損罪は成立しない。

- (5) 以上のように、本件盗撮画像がいかなる画像であってもXの本件行為に名誉毀損罪は成立しない。

3. Bに対する罪責

- (1) XのB女の顔写真を使用した裸体の合成写真をインターネット上に公開する行為につき名誉毀損罪(230条1項)が成立しないか。合成画像をアップロードする行為が「人の名誉を毀損した」といえるかが問題となる。ここでも、Xのアップロードした画像の詳細が不明であるため、一见して合成画像であると判別できる場合とそうでない場合とで分けて論じる。

ア 本件合成画像が一見して合成画像であると判別できる場合

この場合において摘示される事実は「B の意思に反して B の顔の画像が使用された」というものであり、このことによって B の社会的評価が低下することはないから、「名誉を毀損した」とはいえぬ名誉毀損罪の構成要件には該当しない。

よって、この場合において X の本件行為に B に対する名誉毀損罪は成立しない。

イ 本件画像が一見して合成画像であると判別できない場合

(ア) 確かに、この場合においても B が日頃から自己のブログに作成したアイドル・コラージュを掲載していたことからすれば、画像自体から合成画像であると認識できないとしても、本件画像を B が自ら裸体を晒している写真として閲覧者が認識する可能性は低い。しかし、日頃から X が作成していたアイドル・コラージュはあくまでも女性タレントの顔の画像を用いて作成されたものであり、一般人である B の顔の画像を用いて作られた合成画像を、B が自ら裸体を晒し、その撮影を許しているところを撮影した画像であると認識する可能性は相当程度高かったといえる。

とすれば、X は「B は自ら裸体を晒している」という B の社会的評価を貶めかねない虚偽の事実をインターネットという誰もが閲覧出来る場に公開したのであるから「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した」といえる。また、B の顔の画像を用いた精巧な裸体の合成画像をインターネット上にアップロードすれば B の社会的評価を低下させることは当然に認識していたと思われるため、構成要件の故意も認められる。

よって、この場合においては X の本件行為は名誉毀損罪の構成要件に該当する。

(イ) では対抗言論の理論により違法性が阻却されないか。B に X のアップロードした画像に対し反論することを期待しても不当とは言えない特段の事情があるかが問題となる。

そもそも B は X と同じサークルに所属しており、B の性格や人間性についてはある程度認識していたはずであるし、B のブログの存在も容易に覚知できたはずである。とすれば、特に不仲な関係にある自己に不利益な情報をそれが真実であるか虚偽であるかにかかわらず X が自己のブログに掲載することは B が当然に警戒すべきであったことであり、B において本件合成画像が実際に合成画像であるとの対抗言論を為すことを期待することが不当ではない特段の事情があったといえることができる。

(ウ) よって X が B の顔の画像を用いて裸体の合成画像を作成し自己のブログ上にアップロードした行為は違法性が阻却され名誉毀損罪は成立しない。

(3) したがって、X の本件行為に B に対する名誉毀損罪が成立することはない。

4. 以上より、X には A に対する住居侵入罪(130 条前段)が成立する。

IV. 結論

X の行為につき、A に対する住居侵入罪(130 条前段)のみが成立し、X はその罪責を負う。

以上